

富士北麓駐車場指定管理者募集要項等に関する質問への回答

No.	質問内容	回答
1	<p>「富士北麓駐車場管理運営業務内容及び基準」に記載されている「8 キャッシュレス決済の導入」には、「駐車料金徴収窓口についてコード決済に対応すること」とあるが、マイカー規制期間中に徴収する駐車料金のすべては公金であり、指定管理者の出納には計上されないものである。よってコード決済等を導入するにあたり、それらの契約者は山梨県となるが、間違いはないか。</p>	<p>決済会社との契約は指定管理者で行っていただきます。</p>
2	<p>指定管理者が公金の徴収業務を行うが、当然のことながらコード決済の利用には手数料が伴う。この手数料は契約者であるべき山梨県が賄うという理解でよいか。</p>	<p>コード決済により徴収した駐車料金については、決済会社から指定管理者を経由して県に納付していただくことを想定しています。駐車料金から手数料を差し引かれた額が決済会社から指定管理者に納付されますので、指定管理者は差し引かれた手数料を補填した上で県に納付していただきます。</p>
3	<p>「山梨県富士北麓駐車場駐車料金収納事務委託取扱要領」の第3章「収納事務」では、現金を収納した際の指定金融機関等への払い込みの流れについて明記されているが、キャッシュレス決済の規則規定については記載されていない。キャッシュレス決済の場合、決済会社から県への振込みまでに日数がかかることになる。本件についてもう少し具体的かつ明確な詳細を聞かせてほしい。</p>	<p>コード決済を導入するにあたり「山梨県富士北麓駐車場駐車料金収納事務委託取扱要領」を令和4年度中に改定する予定です。徴収した駐車料金について、決済会社から指定管理者を経由して県に納付するまでの取扱いについては現在検討中であり、上記改定の際に要領へ追加します。</p>